

## 第4節 障害程度区分

障害程度区分は、重度障害者に対する支援が適切に行われるよう、施設訓練等支援費の支給決定の際に障害の程度に係る区分を定め、施設訓練等支援費の額について当該区分に応じた差異を設けるものであり、各施設支援毎(入所・通所別。以下本節において同じ。)に3区分設定する。

障害程度区分の決定は、支給申請を行った者(以下「申請者」という。)の支援の必要性を把握するため、各施設支援毎に定められたチェック項目について、市町村が申請者等に対する聴き取りを行うことにより決定する。

### 障害程度区分の決定方法(概要)

障害程度区分の決定のための聴き取りは、各施設支援毎の聴き取り表(図1参照)を用いて行う。聴き取り表には、各施設支援毎に設定されたチェック項目について、支援の態様や支援を要する頻度等による選択肢が3つずつ設定されている。市町村における聴き取り等の流れは以下のとおりである。

- 1 申請者等から聴き取りにより、申請者の状態が各チェック項目についてどの選択肢に該当するかをチェックする。チェックは、各選択肢に係る判断基準(図2参照)に基づき行う。
- 2 各項目に係る選択肢に支援の必要性の大きい順に2点、1点、0点を与えたときの合計点数を算出する。
- 3 2の点数を、各施設支援毎に定められる合計点数と障害程度区分との対応関係を示した認定表(図3参照)と対照の上、障害程度区分を決定する。

【図 1】

【聴き取り表（知的障害者更生施設支援（入所））】

下表のアからノまでの各項目について、（ア）～（ウ）列に示した選択肢のうち、あてはまるものに1つだけ 印を付けて下さい。

生活動作等支援	（ア）列	（イ）列	（ウ）列
ア．起床及び就寝の働きかけ	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
イ．洗面、歯磨き等の整容に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
⋮			
ス．衣類、身の回り品等の管理に関する支援	常に支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
該当数	× 2 =		小計

社会参加等支援	（ア）列	（イ）列	（ウ）列
セ．強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動への対応	毎日支援が必要	ときどき支援が必要	支援の頻度が低い
⋮			
ノ．就労及び在宅生活に向けた生活支援の体制作り等に関する支援	全面的な支援が必要	部分的な支援が必要	支援の必要性が低い
該当数	× 2 =		小計

合計 点	障害程度区分 A・B・C
---------	-----------------